

Apple Payモバイルペイメント規定(新旧対照表)	
改定後	改定前
赤字部分が改定または追加、削除になった箇所です。	
第1条(目的等)	第1条(目的等)
2.本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員がApple Payを用いずにJCBカード取引システムを利用する場合(利用者は、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。)については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。	2.本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。また、会員が本件モバイル端末を用いずにJCBカード取引システムを利用する場合(利用者は、特に手続きを要することなく、引き続き、指定カードを利用することができます。)については、本規定は適用されず、引き続き会員規約およびその他の付属規定のみが適用されるものとします。
第2条(用語の定義)	第2条(用語の定義)
(3)「Apple Pay」とは、Apple社と利用者との間の契約(当該契約に適用される約款を「Apple社約款」という。)に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済や 非対面取引 を行うためのデバイスとして用いること、およびApple ID紐付け(第10条の2で定義するものをいう。以下同じ。)ができるサービスをいいます。	(3)「Apple Pay」とは、Apple社と利用者との間の契約(当該契約に適用される約款を「Apple社約款」という。)に基づき同社が利用者に提供する、本件モバイル端末を非接触式決済を行うためのデバイスとして用いることができるサービスをいいます。
(4)「Apple ID」とは、 利用者がApple社の提供するサービスを利用する際に使用するアカウントをいいます。	-
(5)「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple社が利用者に提供するApple Payのためのアプリケーションをいいます。	(4)「本件アプリケーション」とは、本件モバイル端末上で起動し、利用者が本サービスの提供を受けるために必要な、Apple社が利用者に提供するApple Payのためのアプリケーションをいいます。
(6)「指定カード」とは、利用者がApple Payを用いてJCBカード取引システムを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。	(5)「指定カード」とは、利用者が本件モバイル端末を用いてJCBカード取引システムを利用した場合に、ショッピング利用代金等を支払うためのカードとして、本契約を申し込む会員が指定したカードをいいます。
(7)「本件モバイル端末」とは、 第3条第1項の登録を受け、 利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。	(6)「本件モバイル端末」とは、利用者が本サービスの提供を受けるために使用する指定モバイル端末をいいます。
(8)「トークン番号」とは、利用者がApple Payを利用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合のみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてJCBカード取引システムを利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。 ただし、利用者が、本件モバイル端末とは異なる端末を用いてApple IDを利用して決済を行う場合において、第10条の2に基づきApple ID紐付けを行ったApple Payによる決済が選択されたときは、当該異なる端末においては本件モバイル端末と同一のトークン番号が使用されます。	(7)「トークン番号」とは、利用者が本件モバイル端末を利用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合のみ使用することが可能な番号であって、指定カードごとに、かつ本件モバイル端末ごとに利用者に発行される番号をいいます。なお、利用者が同一の指定カードを用いてJCBカード取引システムを利用する場合であっても、利用者が本契約を新たに締結する都度、また新たな本件モバイル端末を用いる都度、異なるトークン番号が発行されます。
(9)「QUICPay」とは、JCBが単独または当社と共に運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。	(8)「QUICPay」とは、JCBが単独または当社と共に運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。
(10)「QUICPay加盟店」とは、QUICPayを決済方法として選択できる加盟店をいいます。	(9)「QUICPay加盟店」とは、QUICPayを決済方法として選択できる加盟店をいいます。
(11)「QUICPayプラス加盟店」とは、QUICPay加盟店のうち、JCB所定の標識を表示している加盟店をいいます。	(10)「QUICPayプラス加盟店」とは、QUICPay加盟店のうち、JCB所定の標識を表示している加盟店をいいます。
(12)「JCB Contactless」とは、JCBが運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPayとJCB Contactlessは、いずれもJCBが運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。	(11)「JCB Contactless」とは、JCBが運営するICチップを用いた非接触式決済システムのサービス名称をいいます。なお、QUICPayとJCB Contactlessは、いずれもJCBが運営する非接触式決済システムですが、通信規格が異なる決済システムです。
(13)「JCB Contactless加盟店」とは、JCB Contactlessを決済方法として選択できる加盟店をいいます。	(12)「JCB Contactless加盟店」とは、JCB Contactlessを決済方法として選択できる加盟店をいいます。
(14)「エクスプレスモード機能」とは、指定カードをApple社所定の手続きにより「エクスプレスカード」として登録することにより、エクスプレスモード対応加盟店において、第10条第6項に定める方法で本サービスを利用することができる機能をいいます。	(13)「エクスプレスモード機能」とは、指定カードをApple社所定の手続きにより「エクスプレスカード」として登録することにより、エクスプレスモード対応加盟店において、第10条第5項に定める方法で本サービスを利用することができる機能をいいます。
(15)「エクスプレスモード対応加盟店」とは、JCB Contactless加盟店のうち、エクスプレスモード機能に対応した交通機関をいいます。	(14)「エクスプレスモード対応加盟店」とは、JCB Contactless加盟店のうち、エクスプレスモード機能に対応した交通機関をいいます。
第3条(契約手続き等)	第3条(契約手続き等)
(条文削除)	2. 家族会員が家族カードについて本サービスを利用するために本会員の代理人として本契約を申し込む場合、家族会員はあらかじめ本会員の同意を取得の上、本契約を申し込むものとします。
第4条(トークン番号)	第4条(トークン番号)
2.利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等からJCBに対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用等を行ったことが特定されます。 ただし、第10条第4項に定めるショッピング利用の場合は、これとは異なるApple社所定の方法により、指定カードによる決済を行うものと特定されます。	2.利用者が本件モバイル端末を使用して指定カードによるショッピング利用を行う場合、または金融サービスの提供を受ける場合、本件モバイル端末から加盟店等に対して、さらに加盟店等からJCBに対してトークン番号が通信されることにより、利用者が指定カードによる決済を選択してショッピング利用等を行ったことが特定されます。
第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理)	第6条(本件モバイル端末・パスコード等の管理)
2.利用者は、 本件アプリケーションに指定カードが登録されている間、 本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。	2.利用者は、本契約の有効期間中、本件モバイル端末を第三者(指定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等を提供する事業者を含むが、これに限られない。)に譲渡、貸与もしくは預託してはならず、また本件モバイル端末を廃棄してはなりません。利用者がこれらの行為をしようとする場合には、必ず、事前に本契約の解約を行い、本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消するものとします。
5.前二項にかかわらず、利用者がエクスプレスモード機能を利用することを選択した場合には、第10条第6項に定める方法で本サービスの利用が可能となりますが、利用者が本件モバイル端末の占有を失った場合は、利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれも伴いますので、利用者は、この点も考慮の上、利用者の責任と判断の下、エクスプレスモード機能を利用するか否かを選択するものとします。利用者がエクスプレスモード機能を利用することを選択し、エクスプレスモード対応加盟店において第10条第6項に定める方法で本サービスが利用された場合、利用者本人の利用とみなし、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。	5.前二項にかかわらず、利用者がエクスプレスモード機能を利用することを選択した場合には、第10条第5項に定める方法で本サービスの利用が可能となりますが、利用者が本件モバイル端末の占有を失った場合は、利用者本人の意思に基づかず、第三者によって悪用されるおそれも伴いますので、利用者は、この点も考慮の上、利用者の責任と判断の下、エクスプレスモード機能を利用するか否かを選択するものとします。利用者がエクスプレスモード対応加盟店において第10条第5項に定める方法で本サービスが利用された場合、利用者本人の利用とみなし、その結果については、利用者本人が責任を負担するものとします。
第10条(ショッピング利用)	第10条(ショッピング利用)
4.前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、 Apple社所定の手続きを行うことにより、当該加盟店との継続的取引に基づき当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができます。利用者が当該決済方法を選択すると、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第16条第2項に基づき本契約を中途解約した後も、当該継続的取引に基づき当該加盟店に対して負う債務については、本サービスにより決済されます。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCBまたは当社に対する支払義務を負うものとします。利用者は、当該加盟店との継続的取引の決済手段として本サービスを利用することを終了したい場合には、利用者の責任において当該加盟店に対して申し出て、当該加盟店との間で当該加盟店所定の手続きを行うか、またはApple社所定の手続きを行うものとします。	4.前項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意することにより、当該加盟店に対して継続的に発生する債務について、都度モバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができる場合があります。
5.第3項にかかわらず、両社が特に認めた場合には、利用者が加盟店と事前に合意し、当該加盟店との取引の予約等に際してモバイル端末認証を行って本サービスにより決済することにより、その後に当該予約等に係る取引が成立して当該加盟店に対して発生する債務について、その取引の際に改めてモバイル端末認証を行うことなく、本サービスにより決済することができます。利用者が当該決済方法を選択すると、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消し、第16条第2項に基づき本契約を中途解約した後も、当該予約等に係る取引が成立して当該加盟店に対して負う債務については、本サービスにより決済されます。この場合、当該加盟店に対する債務に関しては、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCBまたは当社に対する支払義務を負うものとします。	
6.第3項にかかわらず、利用者は、Apple社所定の手続きを行うことにより、エクスプレスモード機能を用いることを選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエクスプレスモード対応加盟店に設置された非接触式IC読取機器にかざすだけで、本サービスを利用することができます。	5.第3項にかかわらず、利用者は、Apple社所定の手続きを行うことにより、エクスプレスモード機能を利用することを選択した場合には、エクスプレスモード対応加盟店において、都度モバイル端末認証を行うことなく、また本件モバイル端末のロックを解除することなく、本件モバイル端末をエクスプレスモード対応加盟店に設置された非接触式IC読取機器にかざすだけで、本サービスを利用することができます。
7.利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCBまたは当社に対して支払いを行うものとします。	6.利用者が、本条に基づき加盟店において、本件モバイル端末を使用して本サービスを利用した場合、利用者は指定カードによりショッピング利用したものとみなされ、指定カードの本会員は、指定カードのその他のカード利用代金と併せて、会員規約に基づき、JCBまたは当社に対して支払いを行うものとします。
8.利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。	7.利用者は、会員規約の定めに基づき、ショッピング利用の制限が課される場合、本サービスの利用もできません。
第10条の2(AppleID紐付け)	第10条の2(AppleID紐付け)
1. 利用者は、Apple社所定の方法により、Apple IDを利用した場合の支払方法として、指定カードが登録されたApple Payを指定すること(以下「Apple ID紐付け」という。)ができます。利用者がApple IDを利用して決済を行い、Apple ID紐付けを行ったApple Payによる決済が選択されると、本件モバイル端末を使用したか否かにかかわらず、利用者は本契約に基づき本サービスを利用して決済を行ったこととなります。この場合、前条第7項および第8項が準用されます。	
2. Apple ID紐付けを行った利用者がApple IDを利用して決済を行う場合の認証方法は、第6条第3項および前条にかかわらず、モバイル端末認証ではなく、Apple IDを利用する場合の認証方法となります。Apple ID紐付けを行った利用者は、Apple IDのパスワード等を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって設定および管理するものとします。本条に基づき本サービスが利用された場合、その利用は利用者本人によるものと推定します。	

<p>3. 利用者がApple ID紐付けを行った場合、その後に利用者が本件アプリケーションから指定カードの登録を抹消しても、それに加えて、利用者がApple社所定の方法により、自己の責任でApple ID紐付けを解除しない限り、引き続き、前二項が有効に適用されます。利用者がApple社所定の方法によるApple ID紐付けの解除を行わないうちに本条第1項に基づく決済が行われた場合、利用者が第16条第2項に基づき本契約を中途解約した後の決済であったとしても、引き続き本規定が有効に適用され、利用者は会員規約および本規定に基づき、JCBまたは当社に対する支払義務を負うものとします。</p>	
<p>第11条(支払区分)</p>	<p>第11条(支払区分)</p>
<p>1. 第10条第1項(ア)および(イ)の加盟店においては、会員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭において指定できるショッピング利用代金の支払区分はショッピング1回払いのみとなります。ただし、利用者は、両社が認めた場合、会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第2項の定めに従い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、またはショッピングスキップ払いに指定することができます。</p>	<p>1. 前条第1項(ア)および(イ)の加盟店においては、会員規約の定めにかかわらず、利用者が加盟店の店頭において指定できるショッピング利用代金の支払区分はショッピング1回払いのみとなります。ただし、利用者は、両社が認めた場合、会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第2項の定めに従い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、またはショッピングスキップ払いに指定することができます。</p>
<p>2. 第10条第1項(ウ)および(エ)の加盟店においては、会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第1項および(利用可能な金額)第5項が適用されます。</p>	<p>2. 前条第1項(ウ)および(エ)の加盟店においては、会員規約(ショッピング利用代金の支払区分)第1項および(利用可能な金額)第5項が適用されます。</p>